

1. 枚方市社会福祉審議会(本審)委員長の選出について(案)

社会福祉法第 10 条の規定により、枚方市社会福祉審議会(本審)の委員長は委員の互選により置くこととされており、下記のとおり事務局から提案するものです。

記

| | |
|-----|----------------------|
| 委員長 | 上野谷 加代子 委員(同志社大学 教授) |
|-----|----------------------|

2. 枚方市社会福祉審議会(本審)副委員長の指名について(案)

下記のとおり、枚方市社会福祉審議会(本審)に副委員長を 2 名置くことについて、事務局から提案するものです。

記

(五十音順)

| | |
|------|-----------------------------|
| 副委員長 | 所 めぐみ 委員(関西大学 教授) |
| | 肥田 時子 委員(枚方市民生委員児童委員協議会 会長) |